

家庭的保育（3号保育利用）をご利用のみなさんへ



幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援を行います。
国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおりご案内します。ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。

●0歳から3歳までの全ての期間で、保育料が無料になります。

◆市内の家庭的保育の受入年齢は0歳～3歳未満となっています。

◆3歳以降は連携保育施設等を利用することになりますが、その場合も就学前まで保育料が無料になります。

●0歳児～2歳児：市の制度による無償化 ●3歳児～就学前：国の制度による無償化

◆3歳以降の保育料については、保育料から副食費（おかず・おやつ代）が切り離され実費徴収されることになりました。その費用についても月額ひとり5,100円を上限として市が支援します。

●必要な手続きは、ありません。（市の制度の適用を受け自動的に無償となります。）

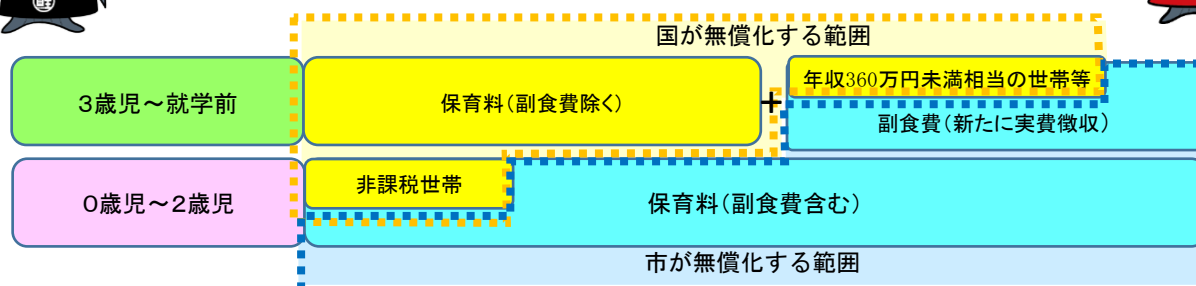
◆行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

※家庭的保育を利用し保育料が無償となっている方は、ファミリー・サポート・センターの利用料を無償とすることはできません。（有料での利用となります。）

宮古市の軽減支援の基本的な考え方



- ① 新たに負担することになる **副食費への支援**
- ② 園の無償化の対象とならない **0歳児～2歳児まで対象年齢を拡大**



お問い合わせ：宮古市こども家庭センター 保育係 電話68-9088